小笠掛川急患診療所医療事務等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１　目的

本要領は、小笠掛川急患診療所の医療事務等業務を委託する事業者の選定にあたり、公正かつ適正な実施を図るため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。専門技術の適正、組織の執行体制、経験・実績、見積価格の妥当性、企画提案内容等を総合的に審査・評価し、当該業務に最も適した業者を選定することを目的とする。

２　業務概要

(1) 業務の名称　小笠掛川急患診療所医療事務等業務
(2) 業務内容　　別紙「小笠掛川急患診療所医療事務等業務委託仕様書」のとおり

３　委託期間

令和８年７月１日から令和 11 年６月 30 日まで

４　募集方法

公募型プロポーザル方式により広く複数の事業者からその提案内容等を募集の上、比較検討し、業務の目的を最も効率的・効果的に達成することが見込まれる事業者を選定する。

５　応募価格要件（上限額）

￥49,040,000 円（３年間の総額、消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和　８年度実施分（R8.７月～R9.３月）　11,580,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
令和　９年度実施分（R9.４月～R10.３月）　16,220,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
令和 10 年度実施分（R10.４月～R11.３月）17,040,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
令和 11 年度実施分（R11.４月～R11.６月）　4,200,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※応募事業者は、上記上限額を超えない範囲で見積りを提出すること。
※上記金額は、契約予定価格として担保されるものではない。各年度の契約金額については、上限額を念頭に、社会情勢や業務内容の変動等を踏まえ、協議の上で決定する。

６　公募に関するスケジュール

項目	日程	備考
公募開始	令和８年　３月 26 日(木)	掛川市ホームページ
現地見学	随時個別対応	
参加表明書提出期限	令和８年　４月 10 日(金)	電子メールで提出
参加資格確認結果通知	令和８年　４月 15 日(水)	電子メールで通知
質問書受付期限	令和８年　４月 15 日(水)	電子メールで提出
質問への回答	令和８年　４月 20 日(金)	掛川市ホームページ
企画提案書等の提出期限	令和８年　４月 30 日(木)	持参又は郵送で提出
プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年５月中旬予定	別途通知
審査結果通知	令和８年５月下旬予定	郵送で通知
委託契約の締結	令和８年６月　協議成立後	

7　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に該当しないこと。

(2) 参加表明書の提出期限から受託業者選定結果通知の日までの間、静岡県及び掛川市から指名停止を受けていないこと。

(3) 書類提出時において、国税及び地方税について滞納がないこと。(特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている場合を除く)

(4) 業務を行うにあたり、法令等により官公庁等の許可または登録を必要とする場合において、その許可または登録を受けていること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 過去５年以内に医療事務関連業務の受託実績があること。

(7) 経営に実質的に関与している者及び使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及び第６号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(8) 本業務について、充分な業務遂行能力を有し適正な執行体制を有すること及び本市の要望に柔軟に対応できること。

8　参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出すること。

(1) 提出期限　　令和８年４月 10 日（金）　午後５時必着

(2) 提出方法　　掛川市地域包括ケア推進課へメール又は郵送、持参

(3) 提出書類　　①参加表明書（様式１）
②会社概要書（様式２）
③国及び地方税について滞納のないことが確認できる証明書
（コピー可、掛川市指名競争入札参加資格を有している場合は不要）
④誓約書（様式３）

(4) 提出部数　　各１部

9　参加資格確認結果通知

(1) 参加資格確認結果通知は、令和８年４月 15 日（水）までに電子メールにて通知する。

(2) 前号の決定について、通知の日の翌日から起算して５日以内（土日祝日を除く）に書面をもって市長に対し説明を求めることができる。

10　企画提案書の提出

次に掲げる書類を揃え、本市地域包括ケア推進課まで提出する。

(1) 提出方法
本市地域包括ケア推進課まで持参又は郵送のいずれかで提出する。

(2) 受付期間
令和８年３月 26 日（木）から令和８年４月 30 日（木）午後５時まで【必着】

(3) 提出書類

名称	備考
①企画提案書表紙	様式４
②事業計画書 ・応募要件価格（上限額）の範囲内で実施可能な提案項目と実施手法 ・その他独自の企画、提案	任意様式
③業務スケジュール	任意様式
④業務の遂行体制	任意様式
⑤見積書	任意様式

(4) 提出部数

正本１部、副本５部

(5) 作成上の留意点

① 任意様式の用紙の大きさはＡ４サイズ（原則縦向き）とする。ただし、図表等については、Ａ３サイズをＡ４サイズに折りたたむことも可とする。

② 事業計画書は極力簡素にし（最大 10 ページ程度）、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

③ 見積書は、費用の詳細を記載の上、令和８年７月１日から令和 11 年６月 30 日までの総額を記載し提出すること。なお、人件費等の変動も含め年度ごとの金額も示しておくこと。また、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

11 企画提案書等の取り扱い

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル方式における受託候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

(3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために「掛川市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は無償とする。

(4) 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

(5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

(6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とする。

(7) 受託候補者の選定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(8) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は原則認めない。

(9) 提出された書類は返却しないものとする。

(10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている者を使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

12　審査方法

(1) プロポーザルの審査

審査委員会を設置し、提案者による企画提案に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、次の審査基準に基づいて採点する。

※応募者多数の場合は、事前に事務局審査を実施する場合がある。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング日時及び審査結果の通知

① プレゼンテーション及びヒアリング日時は、各応募者へ書面で通知する。

② プロポーザル選定結果は、書面により全提案者に通知する。ただし、審査結果は、合否のみの通知とし、審査集計内容・順位等は通知しないものとする。

13　審査基準

審査における評価項目は次のとおり。

評価項目	評価事項	配点
スタッフの確保、教育、管理体制	良質なスタッフを継続的に確保するための具体的な対策 人員配置及び分担等の適正かつ効率的な実施 スタッフ教育（接遇スキルや緊急時対応力等）の充実度 急遽の欠員等の支援・バックアップ体制	25
診療報酬請求の適正な精度管理	請求業務の正確性を確保するための具体的な体制 チーム間の連携強化（事務スタッフと医療スタッフの連携） 未収金防止策及び発生時の対応力 診療報酬改定及び新情報への対応力	20
患者サービスの向上	患者満足度向上のための具体的な取組（接遇研修や待ち時間短縮等） クレーム対応と改善策の実効性 患者の意見を反映した運営改善の提案力 緊急時の患者対応力	15
セキュリティ管理	個人情報保護やプライバシー保護の具体的な取組 緊急時の連絡体制やマニュアルの整備状況 セキュリティに関するスタッフ教育の充実度	10
業務実績	急患診療所又は類似施設で業務を遂行した実績の有無 業務実績に基づく信頼性	10
経費見積書	提案された見積価格の妥当性 コストパフォーマンス（価格に対するサービス内容の質）	10
地域密着及び地域経済貢献	市内での継続的な事業活動の有無（市内拠点を有しているか） 市民雇用の創出･維持･拡大等、雇用促進に資する提案	5
独自提案	仕様書の内容に付随する独自サービスや取組及び具体性 ＤＥＩの理念に基づく取組	5
計		100

14　受託候補者の選定

受託候補者は、次のとおり選定する。

(1) 選定委員の採点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者とする。

(2) 同点の場合には、再議のうえ選定委員の多数決により決定するものとする。
(3) 受託候補者選定結果通知は令和８年５月下旬に事務局から全提案者に対して通知する。
(4) 最高の合計評価点を獲得した者であっても、点数が 60 点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
(5) 提案者が１者であっても、獲得した評価点の合計が 60 点以上の場合は、契約候補者として選定する。
(6) 受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から５日以内（土日祝日を除く。）に市長に対し書面（様式任意）によりその理由を求めることができる

15 契約手続について

(1) 受託候補者を選定した後、企画提案内容の詳細について協議を行う。その後、協議が整い次第、掛川市会計規則に基づいて随意契約の手続を行うものとする。
(2) 本業務の契約は、受託候補者が提出する本見積書（候補者選定後の協議を経た仕様書に基づくもの。参考見積書とは異なることに注意）の金額が、掛川市が設定する予定価格以下となった場合に契約を締結するものとする。
　なお、受託候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次協議及び契約に関する手続きを行うことができる。

16 質問の受付及び回答

企画提案書の作成について質問がある場合は質問書（様式５）を電子メールにて受け付ける。
各質問内容は取りまとめのうえ、質問者名を伏せて掛川市ホームページにて回答する。
なお、回答内容は、実施要領及び仕様書の修正とみなす。
(1) 提 出 先　本実施要領に記載のとおり
(2) 受付期間　令和８年３月 26 日（木）から令和８年４月 15 日（水）まで
(3) 回答期日　令和８年４月 20 日（月）※目安

17 その他留意事項

(1) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付する。また、通貨を日本円とする。
(2) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合にあっては、選定委員会開催の前日までに担当課へ文書（様式６）で連絡すること。
(3) 本件に参加するために要する一切の費用は、参加者の負担とする。

18 問い合わせ先

掛川市健康福祉部　地域包括ケア推進課　地域医療推進係　担当　柴山・竹下・片山
〒　436-0030
静岡県掛川市杉谷南１丁目１番地の 30　小笠掛川急患診療所
TEL：0537-21-1324　　FAX：0537-28-7670
E-Mail：iryou@city.kakegawa.shizuoka.jp